

公 安 委 員 会 説明資料 No. 1	香川県警察レクサス L S パトカーの寄贈及び寄贈 式の挙行について	令和 8 年 8 月 27 日 警 務 課
報告事項 坂出市所在の地元企業から警察車両の寄贈を受けることとなり、寄贈車両の納車に合わせて寄贈式を挙げる。		
1 寄贈 (1) 経緯 令和 7 年 3 月、下記寄附者から、本県の交通事故抑止に役立ててほしいとの申出があり、警察車両の寄贈を受けるもの (2) 寄附者 坂出市所在の会社 (3) 寄贈品 普通自動車 1 台 車種 レクサス L S 5 0 0 h 仕様 交通取締用として白黒パトカー架装を施したもの (4) 配備所属 高速道路交通警察隊 2 寄贈式 (1) 日時・場所 令和 8 年 9 月 18 日（金） 午後 1 時 15 分から約 15 分間 高松市サンポート 2 番 1 号 サンポート高松多目的広場 ※雨天時：警察本部庁舎玄関前 (2) 出席者 ア 来賓 寄附者、香川トヨタ自動車株式会社代表者 イ 県警察 本部長、警務部長、交通部長、警務課長、交通企画課長、高速道路交通警察隊長 (3) 寄贈式次第 開式、除幕、レプリカキー贈呈、感謝状贈呈、本部長挨拶、閉式 (寄贈式終了後、記念撮影及び県警音楽隊による演奏) ※雨天時：演奏中止		

公 安 委 員 会	令和8年7月中の苦情申出の受理・処理状況	令和8年8月27日
説 明 資 料 No. 2	及び感謝事例について	警 務 部

報 告 事 項

○ 令和8年7月中の苦情申出受理件数 ～ 公安委員会2件、警察¹0件

○ 令和8年の苦情申出総受理件数 ～ 公安委員会11件、警察²⁶25件

1 月別苦情申出受理件数

区 分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
公 安 委 員 会	件 数	2	1	1	2	0	3	2						11
	前 年 比	+2	±0	±0	+1	-1	±0	+2						+4
警 察	件 数	7	1	7	3	4	3	0 1						25 26
	前 年 比	+7	-1	+4	-2	+2	-3	-4 -3						+3 +4

2 苦情内容別受理・処理件数

内 容	公安委員会					警察				
	7 月		累 計			7 月		累 計		
	受理	処理	受理	処理	調査中	受理	処理	受理	処理	調査中
遺 失 ・ 拾 得 届										
窓 口 ・ 電 話 対 応	1		1		1			1		1
各 種 保 護			1		1				1 (1)	
職 務 質 問 ・ 検 問			1		1					
110 番 対 応 ・ 臨 場				1 (1)				5	1	4
各 種 相 談	1		1	1 (1)	1			2	1 (1)	2
少 年 補 導										
被 害 届 等								1	1	
告 訴 ・ 告 発			1		1					
捜査(逮捕、取調等)			4	2 (1)	3		1	10	13 (5)	4(2)
交通指導取締り		1	1	-2 (2)	-1		1	2	3 (1)	
交 通 事 故 処 理				3		1		1	1 (1)	1
そ の 他			1	2 (1)				4	3	2(1)
合 計	2	1	11	-8 (6)	-9	1	2	25 26	24 (9)	13 (3)

(注) 上記表中の () 内の数字は、前年までの受理分で内数

3 主な感謝事例

- 不審者通報を受けての迅速な対応・解決
- 詐欺電話の相談に係る対応

公 安 委 員 会 説 明 資 料 No. 3	令和８年秋の全国交通安全運動の実施について	令和８年８月 27 日 交 通 部
報告事項 関係機関・団体と連携して、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守等と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を促進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施する。		
1 実施期間 (1) 運動期間 令和８年９月 21 日（月）から同月 30 日（水）までの 10 日間 (2) 交通事故死ゼロを目指す日 令和８年９月 30 日（水） 2 実施主体 香川県交通安全県民会議及び市町交通安全対策協議会 3 スローガン 「交通事故死者ゼロ 目指すけん かがわ県」 4 運動重点及び主な取組（※(1)～(3)は全国統一重点、(4)、(5)は香川県独自の重点) (1) 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進 ○ 歩行者の交通ルールの理解・遵守の徹底 ○ 歩行者の交通事故防止対策 (2) 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶 ○ 夕暮れ時の交通事故防止対策 ○ 運転者の歩行者優先意識等の徹底 ○ 飲酒運転の根絶 ○ 「ながらスマホ」の根絶 ○ 妨害運転等・いわゆる白タク行為等の防止対策 ○ 外国人運転者の交通事故防止対策 ○ 二輪車の運転者に対する広報啓発 (3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底 ○ 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底 ○ 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用促進と安全確保対策 ○ 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメットの着用促進 (4) 高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止 (5) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底		

公 安 委 員 会 説 明 資 料 No. 4	令和8年度第3回公安委員会の交通規制 (専決分) の実施について	令和8年8月27日 交 通 部
----------------------------	-------------------------------------	--------------------

報告事項

公安委員会の交通規制（専決分）については、

- 中央線の新設
- 最高速度の新設
- 横断歩道等の変更等

等、合計124か所（区間）を実施する。

1 交通規制の総括

(1) 交通規制の新設・廃止等 [合計124か所（区間）]

規 制 種 別	新設	変更	廃止	規 制 種 別	新設	変更	廃止
歩 行 者 用 道 路	0	1	0	進 行 方 向 別 通 行 区 分	0	0	1
通 行 禁 止	0	0	1	一 時 停 止	0	1	1
指定方向外進行禁止	0	0	1	駐 車 禁 止	1	2	0
横 断 歩 道	2	2	4	特 例 特 定 小 型 原 付 ・ 普 通 自 転 車 歩 道 通 行 可	2	2	2
二 段 停 止 線	0	1	2	自 転 車 横 断 帯	0	1	5
最 高 速 度	6	0	2	車 両 通 行 帯	2	0	0
進 路 変 更 禁 止	0	0	1	中 央 線	81	0	0

(2) 住居表示等の変更

信号機の設置箇所等 35か所

2 主な交通規制

(1) 生活道路における自動車の法定速度の引下げに伴う交通規制

ア 中央線の新設（高松市郷東町ほか）

イ 最高速度の新設（丸亀市原田町）

(2) 再整備に伴う丸亀城大手門前の交通規制の変更

横断歩道等の変更（丸亀市大手町）